

指摘事項に対する改善措置状況を 公表しました

以下の通り、指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内容

指摘事項に対する改善措置状況について

- ①令和7年9月・10月実施定期監査及び行政監査分(市民協働局市民生活部生活安全課)
- ②令和7年9月・10月実施定期監査及び行政監査分(保健福祉局保健福祉部福祉援護課)
- ③令和7年9月・10月実施定期監査及び行政監査分(岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課)
- ④令和7年9月・10月実施公の施設の指定管理者監査分(彦崎老人憩の家運営委員会)
- ⑤令和7年9月・10月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査分(保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第28号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年2月20日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡生安第 30787号
令和 8年 2月10日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年9, 10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和7年9、10月実施分）

生活安全課

指摘事項

- 1 令和7年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、墓地管理手数料において235万円余（収納率1.2%）認められました。
今後とも、この解消に格段の努力をしてください。
なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。
- 2 令和6年度に現年度分として調定した墓地管理手数料のうち、滞納繰越となったものについて、納入通知書を送付していない事例が認められました。
前回定期監査における指摘事項（債権管理の不備）に対する改善措置が徹底されておらず、債権回収に遅延が生じているため、本件納入通知書を早急に送付するとともに、適正な債権管理に努めてください。

改善措置状況

- 1 滞納繰越分の収入未済額については、文書及び電話等による催告を行い滞納の解消に向けた取り組みを行っております。
催告書が不達となった使用者及び催告電話が不通であった使用者に対する住民票・戸籍調査を実施し居所の把握に努め、また使用者が死亡している場合は親族に対し承継手続きを指導する等の取り組みを行い正確な使用者情報の収集を進め、滞納の解消に向け、引き続き努力をしております。
また、現年度分については、滞納繰越が生じさせないように電話による納付相談など徴収強化に努めてまいります。
- 2 未送付となっております令和6年度滞納繰越分の納付書につきましては、令和7年11月に発送いたしました。
前回定期監査時の指摘に基づき整備した進捗状況管理表（業務管理シート）、業務マニュアル、債権管理台帳が十分に活用されておらず、債権回収に遅延が生じていました。このため、課内で共有できるスケジュール表（グループウォッチャー等）において業務スケジュールを課内で共有し、適宜管理職が進捗管理の声掛け等が行えるようにいたしました。
加えて、今後は令和6年8月に導入した墓地管理システムに合わせた債権管理マニュアルの再構築や、システム上で事前に登録した債権管理スケジュールに基づき調定や催告の時期にアラートを出す等の機能を追加して、作業漏れを防ぐように改善してまいります。

(参考)

(令和7年7月31日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
保健衛生手数料	墓地管理手数料 (滞納繰越分)	円 2,379,200	円 28,600	円 2,350,600	% 1.2

(令和8年1月31日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
保健衛生手数料	墓地管理手数料 (滞納繰越分)	円 2,341,850	円 344,580	円 1,997,270	% 14.7

*令和8年1月31日時点の滞納繰越分の調定額が令和7年7月31日時点の額より減額しているのは、生活保護受給により墓地管理手数料が減免になったことによるものです。

岡山市監査委員公表第29号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年2月20日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡福第30906号
令和8年 2月13日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年9，10月実施定期監査における指摘事項について，別紙のとおり措置を講じたので，地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和7年9，10月実施分）

福祉援護課

指摘事項

○収入事務について

- 1 令和7年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、災害援護資金貸付金元利収入において395万円余（収納率12.1%）認められました。
今後とも、この解消に格段の努力をしてください。
なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。
- 2 災害援護資金貸付金元利収入において、現年度分については、調定が行われておらず、納入通知書が送付されていませんでした。また、滞納繰越分については、催告が行われていないなど債権管理の不備が認められました。今後は債権管理を徹底してください。

改善措置状況

現年度分については、債権管理マニュアル等を確認するとともに、債権対策室等関係課とも協議のうえ、全て歳入調定を行い、納入通知書を送付しました。

滞納繰越分については、歳入調定が遅延していたものについて、歳入調定を行い、所在不明となっている1名を除く14名に納入通知書を送付するとともに、電話連絡を行い、連絡がついた方とは納付方法の相談を開始しました。また、所在不明となっている1名については、改めて所在調査に着手しております。

今後は、毎月の納入確認日を定め、状況把握に努めるとともに、分割納付や滞納がある債務者に対して適正に督促、催告の手続きを行ってまいります。また、複数の職員が確認できる体制に改めるとともに、各債務者の償還スケジュールを踏まえた事務処理手順を徹底し、適正な債権回収に努めてまいります。

(参考)

(令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
災害援護資金貸付金元利収入 (現年度分)	円 0	円 0	円 0	% 0.0
災害援護資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	円 4,496,458	円 542,120	円 3,954,338	% 12.1

(令和8年1月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
災害援護資金貸付金元利収入 (現年度分)	円 7,352,135	円 202,158	円 7,149,977	% 2.7
災害援護資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	円 4,631,988	円 677,650	円 3,954,338	% 14.6

※令和8年1月31日時点の現年度分及び滞納繰越分の調定額が令和7年7月31日時点の額より増額しているのは、一部調定漏れがあり、追加調定したことによるものです。

岡山市監査委員公表第30号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年2月20日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡こ福第30753号
令和8年2月10日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和7年9，10月実施分）

こども福祉課

指摘事項

○ 収入事務について

令和7年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、助産施設措置費負担金（市立分）において38万円余（収納率0%）、助産施設措置費負担金（私立分）において16万円余（収納率0%）、奨学金貸付金元金回収において2,547万円余（収納率0.8%）、入学一時金貸付金元金回収において34万円余（収納率0%）、返納金において4,913万円余（収納率2.1%）、母子福祉資金貸付金元利収入において1億4,463万円余（収納率4.3%）、寡婦福祉資金貸付金元利収入において599万円余（収納率2.6%）、父子福祉資金貸付金元利収入において198万円余（収納率1.8%）認められました。今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

ご指摘のありました滞納繰越分の収入未済額の解消に向けて、以下のとおり取り組んでいます。

助産施設措置費負担金については、国税徴収法等の例により、財産調査を実施するなど、適正な債権管理に努めています。なお、現年度分については完納の見込みです。

奨学金貸付金、入学一時金貸付金及び返納金については、文書・電話による催告を行い、滞納者の状況を把握しながら丁寧に償還指導を行っているところです。

母子父子寡婦福祉資金貸付金についても、文書・電話による催告を行い、さらに連絡が取りにくい債務者に対しては日中・夜間の訪問を行うなど償還指導を実施しているところです。また、県外在住の債務者への調査・訪問を2月に実施することとしています。

今後も、現年度分も含め、丁寧に相談に応じながら滞納の解消に努めてまいります。

(参考)

一般会計

(令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
助産施設措置費負担金(市立分)(滞納繰越分)	382,800	0	382,800	0
助産施設措置費負担金(私立分)(滞納繰越分)	163,800	0	163,800	0
奨学金貸付金元金回収(滞納繰越分)	25,670,500	194,000	25,476,500	0.8
入学一時金貸付金元金回収(滞納繰越分)	342,500	0	342,500	0
返納金(滞納繰越分)	50,190,110	1,050,730	49,139,380	2.1

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

(令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
母子福祉資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	151,202,946	6,571,331	144,631,615	4.3
寡婦福祉資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	6,152,940	162,797	5,990,143	2.6
父子福祉資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	2,021,801	36,996	1,984,805	1.8

一般会計

(令和8年1月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
助産施設措置費負担金(市立分)(滞納繰越分)	480,400	0	480,400	0
助産施設措置費負担金(私立分)(滞納繰越分)	163,800	0	163,800	0
奨学金貸付金元金回収(滞納繰越分)	25,670,500	352,000	25,318,500	1.4
入学一時金貸付金元金回収(滞納繰越分)	342,500	0	342,500	0
返納金(滞納繰越分)	47,450,820	2,580,460	44,870,360	5.4

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

(令和8年1月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
母子福祉資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	151,202,946	19,276,870	131,926,076	12.7
寡婦福祉資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	6,152,940	233,597	5,919,343	3.8
父子福祉資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	2,021,801	207,856	1,813,945	10.3

※助産施設措置費負担金(市立分)(滞納繰越分)の調定額が増加しているのは、一部調定漏れがあり、追加調定したことによるものです。

※返納金(滞納繰越分)の調定額が減少しているのは、一部重複して調定していたものがあり、重複分を取り消したことによるものです。

岡山市監査委員公表第31号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年2月20日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡高第30688号
令和8年2月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

公の施設の指定管理者監査の改善措置状況について（通知）

令和7年9、10月実施の公の施設の指定管理者監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

公の施設の指定管理者監査の指摘事項の改善措置状況 (令和7年9, 10月実施分)

高齢者福祉課（岡山市立彦崎老人憩の家）

指摘事項

1 事務処理について

岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われておらず、また、毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められました。

改善措置状況

1 施設使用許可手続きについては、次年度の年間利用申請を予定している者に対して、事前に市所定の使用許可申請書を発送することで、施設を使用しようとする者から当該申請書を受領するとともに、使用許可書の交付を行うように改めました。

また、月次事業報告書の提出については、毎月10日以内に提出をするように改め、定期的に報告を行っています。

岡山市監査委員公表第32号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年2月20日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡高第30688号
令和8年2月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年9、10月実施の公の施設の指定管理者監査に係る所管課随時監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

公の施設の指定管理者監査に係る所管課随時監査の指摘事項の改善措置状況 (令和7年9, 10月実施分)

高齢者福祉課

指摘事項

1 事務処理について

岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われておらず、また、毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められました。

岡山市立彦崎老人憩の家をはじめ、老人憩の家の管理においては、今後このようなことが起こらないよう、より一層適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

1 老人憩の家の指定管理者である全ての地元管理団体に対して、令和7年12月9日付けで、施設使用許可書の交付及び月次事業報告書の提出に関する事務連絡を発出し、適正に事務処理を行うよう指導しました。

また、改善が必要な施設に対しては、個別に電話連絡し、改善するよう指導しました。

令和8年1月22日時点の実施状況を確認したところ、施設使用許可書の交付については改善されている一方で、月次事業報告書の提出については一部施設において改善されていなかったため、引き続き指導を行うとともに、今後の再発防止に向けて定期的の実施状況を確認するなど、適正な事務処理が徹底されるよう指導監督を行ってまいります。